



し、適宜選擇使用し得る様にした。委員會に於てはこの場合依頼者は船舶所有者とし、賃借人が署名欄に「甲代理人」として署名することにし、はどうかとの意見も出たが、斯くすれば代理人が修繕費を支払わぬ場合に船主が支払を要求される虞もあるとの理由で採用されなかつた。

船名の次の括弧内には修繕着手前に於ける要目を記入して本船の同一性を明確にする趣旨であるが、主要寸法まで記入することは往々正確を期し難く、又改造等の場合には着手前の数字が改造後の数字かにつき却つて疑義を生ずる恐れもあるので総屯数のみの記入に止めた。

又工事の空白欄には例えば海難修復、中檢、定檢等工事の種類を記入する趣旨である。一部には標題が修繕契約書となつてゐるから空欄は不要ではないか、或は空欄とせず工事種別を列記して適宜抹消する様にし、如何等の意見が出たが、取扱上の便宜を考慮して一般的に使用し得る様プランクとした。

本契約の法的性格については種々研究の結果請負契約と見ることになつたので此の意向を明らかにするた

め斯く明示することとした。尙他の集會所制定書式を踏襲すれば契約当事者記入欄の冒頭に「船主」「造船所」等の文字を挿入すべきであるが、前述の如く修繕依頼者には船主以外の場合があり、修繕者

にも船渠會社等があつて造船所のみに限らないという譯でプランクとした次第である。

### 第一條「工事の内容及び保証」

1 乙は別紙工事仕様書並びに圖面に従つて本船の修繕工事を施行する

2 工事の保証責任については別途協定するものとする

第一項は工事の内容を規定したものである。尙ディゼル船のエンジン修理した場合には通常確認運転を行い、その費用も工費見積明細書（第三条参照）に計上される実情であるからこの確認運転は当然工事内容に含むものと解する。

第二項は民法に謂う瑕疵修補責任に関する規定である。修繕者が瑕疵修補責任を負担することは請負契約の性質からみて当然のことであるが、これに関する規定がないと修繕者は何年経つても保証工事の責を免れず、濫用される虞もあるので本条に規定した次第である。

### 第二條「工事期間」

1 工期は本船が乙の工場へ着船した翌日から起算し休祭日共 日間とする

2 乙はその工場の定時作業時間中に本船の工事を完成しなればならない、但し甲乙協議の上定時外でも完成することができ

3 甲より乙に支給する物品は乙

の希望する期日迄に乙の工場に到着させなければならぬ、但し到着が遅れた場合には工事完成期日につき甲乙協議する

第一項は工期とその起算に関する規定である。工期は往々にして本船の工場到着が予定日より遅れる場合を考慮して具体的な暦日を以つて定めず融通性のある文言とした。又工期は工場の都合によつて着工が延びることがあつても本船が工場に着船した翌日から起算するものと解するのであるが、本船の到着が予定日と著しく異つた、め工場側の計画に齟齬を来し、着工が甚だしく遅れる様な場合は当然依頼者が責任を負わなければならない。

工場名記入箇所へは本船を修繕する工場名を具体的に書き込む趣旨である。而して「着船」の解釋については往々造船所に悪用されることがあるので、修理岸壁への着船、或は入渠と云う如く厳格な意味ではなく、その工場が修繕工事を施行することが出来る区域内に到着すると云う意味に広く解することにした。蓋し工場側の都合で沖修理する場合もあるからである。

第二項は工事が完了した場合に於ける所謂本船の引渡についての規定であるが「引渡」の語は普通占有の移転を意味するもので第四条（工事期間中の保全責任）の趣旨（後述）

に反し不穩当であるとの意見が出たので本文の如き文言を使用した。工事の完成によつて本工事期間は理論上終了するが、實際問題としては船長、機関長が工事完成確認のサインをした時を以つて工事完成時と解する。

### 第三條「請負代價及びその支拂方法」

1 本工事の請負代價は金

圓とし、乙は本船が工場に着船した後、日以内に見積明細書を提出するものとする

2 支拂方法は別段の協定がある場合のほか左の通りとする  
着工時に請負代價の三分の一  
完工時に残額

第一項の見積明細書は工事費用の明細書で本船実地検査後作成することが多いから、「本船の工場着船後」指定期日以内に提出するものとした。従つて斯かる場合空欄に記入された請負代價は概算額となるわけである。

第二項は請負代價の支払方法を規定したもので、終始議論の行われたところである。神戸造船會の案文によれば「契約締結時に請負代價の半額を支払い、工事完成時に残額を支払ふこと」とあり、更に代金は請求書提出の日より一週間以内に支払ふものとし、支払が遅延した場合には

滞滞利息を支払うとあつた。

第一讀會に於ては代金を現金で分割払とすることは現狀に合わない變則的な規定であるから、支払条件については特約によることとして、余白記入欄を設けることになつた。蓋し請負代価を割払と表示することは割払を原則と認めることになるとの理由に基くものである。然し實際上造船所では或程度の前払を受けなければ修理材料入手の面からみて着工不能となる場合が多く、他方規定があれば保險會社としても保險金を支払い易いとの意見があり(註)、第二讀會に於て檢討の結果造船所側の強い要望もあつて分割払の趣旨を挿入することになつた。尤も中檢、定檢工事の如き小工事の場合にも、割払とすることは本来の趣旨に合ふぬので、斯かる場合には別に協定することとし本文の如く規定した次第である。

(註) 現在保險會社に於ては保險契約に基く海難修復工事の場合、船主が現實に修繕費を支拂うことを條件として便宜上保險金を割拂ひしている模様である。

#### 第四條「工事期間中の保全責任」

1 工事期間中に於ける本船の保全は別段の協定がある場合のほか甲の責任とし乙はこれに協力しなければならぬ、但し乙又はその使用人の故意過失によつて生じた損害については乙の責任とする

## 2 甲乙双方の責に歸すべき損害については當事者は各自の責任の輕重に従つて損害を負擔する

本条は工事期間中に於ける本船の保全についてその責任關係を規定したもので、本契約書に於ける重要条項の一つである。従つて委員會にあつても激しい議論が繰り返えされ、熱心な檢討が続けられた。

第一項本文は保全責任の歸屬に關する原則を示したものである。船主側からは大修繕の場合に於ける本船の保全責任は造船所が負担している実情であり、船長としても責任を完遂出来ぬ状態であるから寧ろ保全責任を造船所に移し、船主はこれに協力するようにして貰ひ度いとの意見が出たが、船員法の建前からすれば本末顛倒することになつて面白くないとの反對意見もあり、協議の結果保全に關する最後の決定は船長が下すべきものとするのが妥當で實際上の慣行もそのようになつて居り且つ「別段の協定がある場合のほか」と云う註釋もあること故原案を採用、若干字句の修正を施すに止めた。

本項但書を入れたのは「保全」「協力」は意味が不明確で、工場側の帰責事由により損害が発生した場合紛議を生ずる虞があるからである。即ち本契約を請負契約とする立場からみれば、工事期間中に於ける本船の保全責任は本来請負人たる修繕者

が負担すべきものであるが船長が特異な法的地位にあるため単にその責任範圍が縮少しているに過ぎないという變態的契約である、従つて「乙の協力」は寧ろ「乙の責任」と解すべきものである。尙「乙の使用人」には乙の下請負業者を含み、又「過失」は輕過失をも包含する趣旨である。

委員會に於ては「保全」を「保管」と改め法律用語と一致せしめては如何との意見もあつたが、これでは造船所に本船占有が移転するものと解される虞もあり、「保全責任」とした方が実情を表現するのに適切であるとの理由で採用されなかつた。尙私物の盜難に對しては本条を適用しないものと解することになつてゐる。更に第三讀會に於ては但書の趣旨は明確でないから削除し、第二項に工事施行上の責任に關する規定を設けてはどうかとの提案がなされたが、責任關係を保全に關するものと、工事施行に關するものに區別することは實際問題として寧ろ困難な場合が多いとの意見が強く採用をみるに至らなかつた。又工事施行責任に關連し修繕者の瑕疵修補責任を規定する必要はないかとの提言も出たが、これについては第一条第一項に於て規定することにした(同条の説明参照、又工事期間の始期、終期については第二条の説明参照)。

第二項は當事者双方の責に歸すべ

き事由によつて生じた損害の負担に關する準則を規定したものである。斯かる場合當事者はプロラクによつて損害を按分する趣旨であるが規定がないと紛議を起す虞もあるので右の趣旨を明記することとした。「甲乙双方の責に歸すべき損害」との文言を使用したのは不法行為以外の原因によつて損害を生ずる場合を考慮したためである。しかし乍ら損害負担割合を責任の輕重に従つて定めることは責任の輕重と過失の大小が夫々同率である場合は問題ないが、責任が輕くて過失が大なる場合や責任が重くて過失が小なる場合があり、又當事者間に於て責任割合の判定がつき兼ねる場合もあるので之等は寧ろ仲裁人の判断に讓るべきものとして敢て規定を設けなかつた。

## 第五條「不可抗力による工事支障」

1 天災、地變、高潮、戰爭、軍事行為、内亂、暴動、ストライキ、ロックアウトその他これに類する事由により本船の工事に影響を及ぼす事情が発生した場合又は乙が仕事を完成することができないと認められた場合には乙は遲滞なくその旨を甲に通知し甲乙協議の上本船の工事期間を延長しその他本契約を變更又は解除することができ

2 前項の規定は本工事に關係あ

るこの下請負業者で甲の諒解を得たものに起つた場合にも適用する

本条は造船會の案文を検討の上字句に修正を加え採用したものである。

原案によれば不可抗力の定義は集會所制定造船契約書第十一条によるというだけで内容が明記されて居らず、且つ同条の規定は占領下に於ける過渡的なもので現在の事情に適合しない所が多い。故に内容を整理して本条に採列記することとした。

茲に「戦争」とは外国相互間の戦争をも含むものとし、「ストライキ」については本条の趣旨よりみてあらゆるストライキを意味するものではなく、不可抗力とみられる程度のストライキに限定する趣旨である。

然し此の旨文言に表示することは極めて困難で、しかも当事者間の利害關係が錯綜するので右の解釋原則を議事録に記録するに留めた。従つて具体的には個々に処理されるわけである。尙工員居住地区の火災等のため工員が出勤出来ず工事作業が不能となつたような場合は「その他これに類する事由」によつて処理すべきものと解する。

第二項については造船會の案文では単に「第一項の規定は本工事に關係のあるこの下請負者に起つた場合にも適用する」となつてゐた。即ち造船所としては下請負工場に起

つた不可抗力による工事支障の責任は負い兼ねるといふ譯であるが、結果からみれば船主は工事の下請負を無制限に認めることとなり、遂には造船所の信用に基き工事を依頼した意義も失われ、不測の不利を被る虞もある。協議の結果甲の諒解を得たこの下請負業者に起つた場合のみ限定することとした。従つて反對解釋としては造船所側が下請負業者に關し事前に船主側の諒解を得なかつた場合には全責任を負担することになるわけである。

#### 第六條「工事内容の変更並に追加」

第一條記載の内容に変更又は追加があつた場合には請負代價及び完成期日の變更につき甲乙協議の上これを定める

#### 第七條「延滞補償及び褒賞」

1 工事完成期日が遅延したときは乙は遅延日數一日につき金圓也の割合を以つて延滞料を甲に支拂わなければならぬ

2 甲の希望により期日以前に工事を完了した場合には甲は前項に準じて褒賞金圓也を支拂うものとする

造船會の案文には所謂デマレーヂ及びデスパツチに關する規定があつたが実情に副われないとの理由で、これを削除し、代りに運送契約書の場合同様契約違反に關する条項を規

定すべしとの意見が出たが、造船所側より違約金の額は予め算定することとが困難で、しかも實際問題として造船所側にのみ適用せられることとなるから酷に失するとの反對論があり、協議の結果寧ろデマ、デマによる原案の方式を採用することに決定した。

尤もデマに付ては造船所側から実情に副われない酷な規定であるとの意見があり、デマに付ては船主側から工期が短縮されても積荷手配の關係上実益に乏しいとの反對意見が出たが、デマ条項がないと特に入札の場合等に悪用される虞があり、又船主の希望により工期を短縮する場合にはデマ条項は寧ろ当然のことであるとの結論を得たので原案の字句を修正の上採用することになつた。第二項の「甲の希望により」との文言は斯かる事由によるものである。又「前項に準じて」とは「短縮日數一日につき褒賞金何圓の割」と云う意味である。

#### 第八條「工事による廢材」

工事施行によつて生じた廢材は豫め甲の指示するものを除きすべて乙の所有とする

本条は実情通りを文言としたもので、「廢材」は保險工事に於ける廢材をも含む趣旨であるが、すべて造船所の「所有」とすることは保險關係等もあつて不当と考えられるので「予め甲の指示するものを除き」と

の文言を挿入した。

保險會社からは保險工事の場合には実損害填補の原則に基き損害額を算定する關係上乙に所有が移ることは困るから末尾を「乙に於て処分することができ」と改め、且つ保險關係については甲が事前に協議するよう別に条項を追加して貰いたいとの意見があつた。然し「乙に於て処分する」との文言は処分後の賣却代金等の点で紛議を生ずる虞があるので原案通りとし、又保險工事に於ける廢材については第三条の工費見積明細書に記載するのが慣例であるから保險會社はこれに從つて船主と事前に協議すれば足る譯で、而も「予め甲の指示するものを除き」との註釋もあるから差支えないと云うことになつた。

蓋し本契約は船主と造船所との債權關係を規定するのが目的で第三者關係を規定することは却つて問題を複雑にするだけだからである。

#### 第九條「記載外事項」

本契約に記載のない事項はすべて日本國の法令及び習慣に従う

契約の性質上原則的な規定のみに制限したので一般規定として普通挿入せられる条項を挿入した譯である。

#### 第十條「仲裁」

1 本契約に關して當事者間に争を生じたときは双方又は一方

は社団法人日本海運集會所に  
仲裁判断を依頼しその選定に  
係る仲裁人の裁定を最終のも  
のとしてこれに従う

2 仲裁人の選定その他仲裁手続  
に関する一切の事項は社団法  
人日本海運集會所の定める所  
による

3 本條に関する訴訟の管轄は神  
戸地方裁判所とする

他の集會所書式と同一の趣旨に基  
くものである(註)。

(註) 仲裁條項の詳細については海運  
第二九三號、「定期備船契約書改訂理  
由」第三十五條仲裁條項の説明を參  
照。

### 第十一條「特約」

第一條を始め第三、四條等条文中  
に於ける「別段の協定」或は「甲乙  
協議」した場合その他の特約を記入  
するに便するため設けた空欄であ  
る。

(結語)

右契約を證するため本書二通  
を作り各自記名調印の上互に  
一通を保有する

昭和 年 月 日 に於て作成する

乙甲

(スリツプ條項)「保険」

1 乙は本契約に基く自己の責任  
につき保険を附けるものとす  
る

2 保険料は別段の協定がある場  
合のほか乙の負擔とする

修繕に伴う危険を保険に附するこ  
とは契約の安全を期する上から好ま  
しいことであるが既述の如く目下保  
險社と大蔵省間に於て本契約書を  
基礎として新約款を研究中の由につ  
き確定をみた上で更に検討すること  
とし成るべく使用するという意味か  
ら取敢えずスリツプとした。

参考迄に最近外国船主と本邦造船  
所間に行われる修繕契約書中には多  
くの場合次の如き條項が挿入されて  
いる。

“The Owner agrees that all  
times herein mentioned it shall  
assume the risk of damage or  
loss of the vessel. Insurance  
policies, if any, shall be taken  
out by the Owner's account.”

“The Owner agrees that all  
times it shall assume the risk  
of damage or loss of the Ves-  
sel. Insurance policies, if any,  
shall be taken out by the Own-  
er's expenses, but any damages  
caused by the Contractor in car-  
rying out the repairs, to be  
made good by them at their  
own expenses.”

〔追記〕右の船舶修繕契約書は第三  
條の趣旨にも明らかな通り本来大  
修繕(改造を含む)の場合に使用  
するものであつてその大修繕の具  
体的な意味についてはケース・バ  
イ・ケースに決定するの外はない  
が、一カ月未満の修繕については  
船舶保険の切替をしない実情であ  
るから、少くとも工期一カ月以上  
のものでないと大修繕には入らな  
い譯である。(終)